行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	自然保護課	整理番号	2-2
処分の種類	捕獲等許可者に対する許可取消				
根拠法令条例 等·条項	長野県希少野生動植物保護条例第15条第2項				
処分の概要	定又はこの条例に	こよる処分に違反し	ナた者がこの条例: た場合において、 許可を取り消すこと	特別指定希少野生	
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分事例	がないため)			
基準の制定根拠	_				